沼津市中小企業振興基本条例（案）骨子に関する意見募集の結果について

番号	表題	意見の内容	市の考え方	修正の有無	提出日
1	「12　中小企業振興会議」について	中小企業振興会議の設置には賛同いたしますが、会議を組織する委員のメンバーについて検討いただきたいと思います。 12の（4）で委員のメンバーが列記されておりますが、その中に労働者の代表が入っておりません。中小企業者の責務として「従業員の労働環境の整備および福祉の向上に努めなければなりません」と5の(1)で謳っております。従業員（労働者）の意見を反映するためにも労働者の代表を委員メンバーに入れるべきと思います。 今回の条例制定により市内の中小企業の福利厚生、勤労者福祉が改善され、安定した人材供給が図られることを期待します。	中小企業の振興は、中小企業の経営者だけでなく従業員の皆様の協力が不可欠であると考えております。 中小企業振興会議の委員に労働者の代表者は規定しておりませんが、「12 (4) ⑦公募による市民」を規定する中で、（最大）15名の委員のうち3名程度を公募する予定です。 市民の代表として会議に積極的にご参加いただけると幸いです。	無	1/5
2	制定後の施策検討について	地域の経済活動の根幹を担うのは中小企業であり、中小企業を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。このような状況の中で、経営基盤が脆弱な中小企業者が持続的な経営を行うには自主的な努力だけでなく地域社会との連携が必要不可欠であり、今回沼津市が条例の制定を行うことは中小企業の振興による地域振興および市民生活に寄与するものであると期待します。 中小企業振興基本条例（案）骨子は、沼津市の中小企業の振興に関する施策の基本となる事項が定められており、制定される条例が絵にかいた餅にならないよう具体的な施策の検討を行い、スピード感を持ち実行していただくよう要望します。 （1）沼津市中小企業振興基本条例制定後は、速やかに中小企業をはじめ条例に明記されている関係機関等への条例を周知徹底。	関係機関等が主催する会合の場で市職員が説明をさせていただいたり、会報誌等でご案内をさせていただくなどにより、本条例を周知していきたいと考えております。	無	1/6
3	制定後の施策検討について	（2）施策の基本方針に沿った具体的な事業を展開するための役割分担の明確化。	条例内に、各立場での責務や役割について記載しておりますが、具体的な施策の実施にあたっては、中小企業振興会議にて意見を集約し、中小企業支援機関等と協働して実施してまいります。	無	1/6
4	制定後の施策検討について	（3）中小企業振興会議による定期的な施策の検証を行い、事業の見直しを行い中小企業振興への効果的な施策を立案。	中小企業振興会議は、中小企業の振興に関する必要な事項を調査審議することとしており、定期的に会議を開催し委員の意見を伺いながら、より効果的な施策を検討してまいります。	無	1/6
5	中小企業の優先課題について	中小企業がより豊かで暮らしやすい市民生活の実現に貢献するよう努め、市の施策に協力するとあるが、中小企業の振興にあたって大切なことは、まず、職場環境の改善、従業員の福利厚生、安定した生活の確保が、優先されることであると考えます。	中小企業者の責務として、「5　(1)経営の革新及び経営基盤の強化に自主的に取り組み、需要の創出に努めるとともに、雇用の機会の提供、人材の育成、従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めなければなりません。」と規定しています。	無	1/6
6	制定後の施策検討について	中小企業支援機関以下の個別の役割はわかりますが、中小企業支援機関が、協働して中小企業振興に努めることの一文が必要ではないかと思います。	「6　中小企業支援機関の役割」では協働の表記はありませんが、「3　基本理念」の(3)において、「中小企業の振興は、中小企業者、中小企業支援機関、大企業者、金融機関、教育機関等、市民及び市が協働して、行われなければなりません。」と規定しています。	無	1/6